

事務連絡  
平成18年1月25日

各都道府県薬務主管課 御中

厚生労働省医薬食品局審査管理課

BSE非発生国産原料を配合した化粧品をBSE発生国経由で  
中華人民共和国に輸出する場合の取扱いについて

中華人民共和国向け輸出用医薬品、医薬部外品及び化粧品の証明書の発給については、平成14年12月12日付医薬発第1212001号医薬局長通知及び平成17年8月4日付薬食発第0804005号医薬食品局長通知により、その取扱いを示したところですが、今般、下記1の疑義を生じたことから、中華人民共和国衛生部との二国間協議を行い、下記2の回答を得たので、ご了知願います。

なお、本事務連絡の写しを、別紙関係機関等に送付するので念のため申し添えます。

記

1. BSE非発生国の牛・羊由来原料を使用して、BSE発生国である日本において化粧品を製造し、当該化粧品を中華人民共和国に輸出する場合、中華人民共和国衛生部2002年公告は適用されていなかったが、この度、衛生部から公告の適用を受けるとの考えが示された。
2. 衛生部に確認を求めたところ、以下のとおり衛生部2002年公告の適用を受ける旨回答された。

なお、衛生部回答は仮訳であることを念の為申し添える。

[衛生部回答]

1. 化粧品について、BSE非発生国（例、オーストラリア）産であってもBSE発生国（例、日本）経由で中国に輸出する場合は、衛生部2002年公告第1号、第2号、第3号の適用がある。
2. よって、I類成分を含まないが、II類成分を含む化粧品を中国に輸出する場合、衛生部に提出すべき検疫証明書は、厚生労働省医薬食品局審査管理課長別紙様式6である。また、企業は、衛生部に対し、第三者が発行したII類成分に係る「危険性評価報告書」を提出しなければならない。

中華人民共和国衛生部国際合作司

2005年12月14日

以上



## 別 紙

独立行政法人医薬品医療機器総合機構  
経済産業省製造産業局生物化学産業課  
農林水産省消費・安全局衛生管理課国際衛生対策室  
日本化粧品工業連合会  
日本輸入化粧品協会  
日本パーマネントウェーブ液工業組合  
日本医薬品添加剤協会  
在日米国商工会議所化粧品委員会  
欧州ビジネス協議会化粧品委員会  
日本石鹼洗剤工業会  
日本石鹼洗剤工業組合  
日本歯磨工業会  
日本ヘアカラー工業会  
染毛剤懇話会  
日本浴用剤工業会  
日本エアゾール協会  
日本エアゾールヘアラッカー工業組合